

目標 Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

現状と課題

男女が共に活躍できる社会を実現するためには、自らの意思でその個性と能力を十分に発揮することにより、政治や地域、働く場など社会のあらゆる分野に参画（*）するとともに、政策・方針決定過程の場に女性が参画し、ともに責任を担いながら意見や考え方を反映させていくことが重要です。

女性の就業率は年々増加しており、多くの分野において女性の活躍が進んでいますが、政策・方針決定過程への女性の参画はまだ十分な状況とは言えません。

働く場においては、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が依然として根付いており、育児・介護等と両立しながら能力を十分に発揮して働きたいという女性が思うように活躍できない背景があります。

さらに、政治分野や各種団体、自治会など、あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、今後、女性の参画を推進していくためには、各組織を担う男性が女性参画拡大の必要性和メリットを理解して環境整備を行うなど、女性登用を後押しすることが必要です。

また、女性自身もそれぞれの持つ個性や能力を發揮し、社会の形成に貢献することへの意識を高めていくことが重要です。

近年、農業分野において女性の経営参画が進んできていますが、農業が基幹産業である本市において、女性はその貢献に見合う評価を受け、家庭・仕事・地域において、対等なパートナーとして位置付けられ、男性と共に経営や多様な活動に参画できる環境づくりが一層必要とされています。

こうしたことから、女性の登用促進や人材育成を行うとともに、就労の場や地域で女性が能力を發揮できる環境を整え、家庭・職場・地域社会などあらゆる分野において男女共同参画を促進する必要があります。

こうした社会情勢のもと、国においては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」を制定するなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大し始めています。

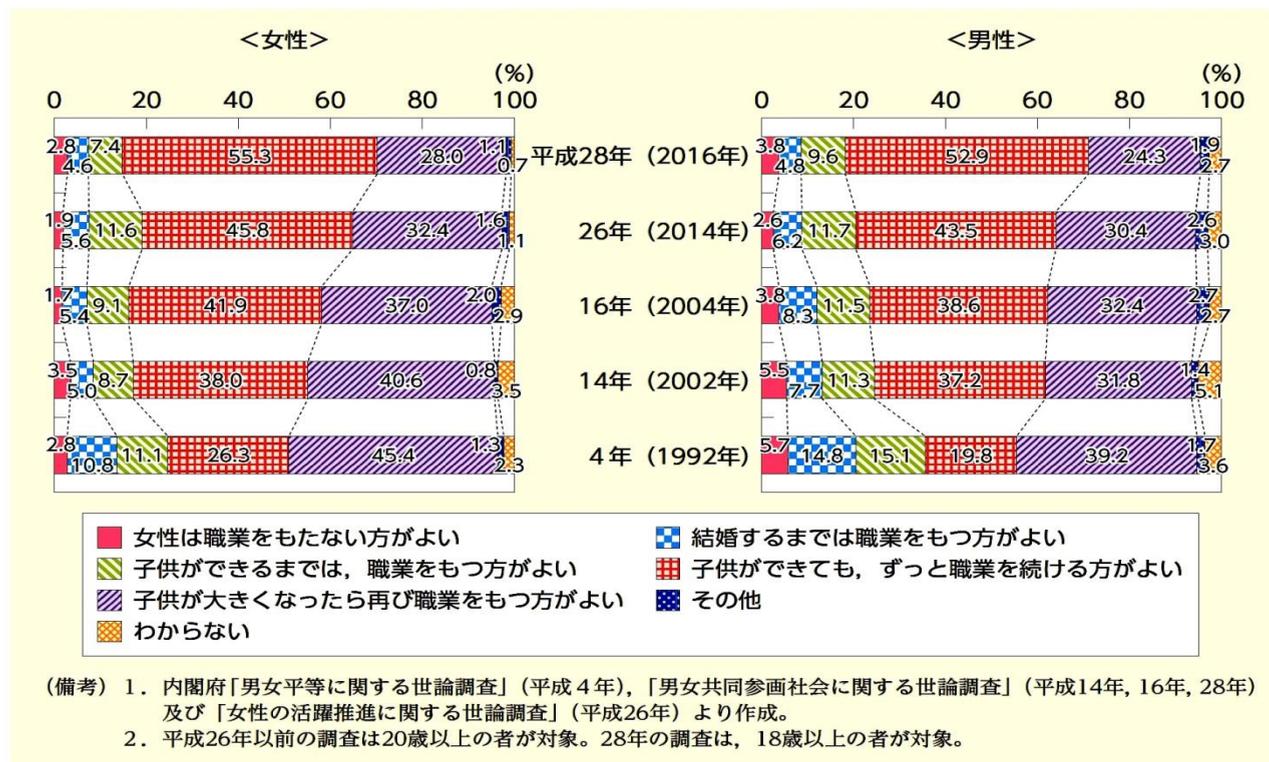
今後も少子高齢化の進展や共働き世帯の増加が予想される中で、多様で柔軟な働き方が選択できるよう働き方改革を推進するとともに、ポジティブ・アクション（*）により職場における男女間格差を是正することなどを通じ、男女の働き方や暮らし方、意識を変革し、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画できるよう職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会の実現する必要があります。

*参画：「参加」が単に仲間に加わることであるのに対し、「参画」は企画、運営、計画立案の段階から決定まで、積極的・主体的にかかわり、その意見を反映させていくことをいう。

*ポジティブ・アクション：職場での男女の格差の解消を目指して、個々の企業が進める積極的、自主的取り組み。

○女性が職業を持つことに対する意識の変化

【参考資料8】



資料：「平成29年度版 男女共同参画白書」 内閣府

○美唄市の産業分類別・男女別就業者数

【参考資料9】

産業大分類別		男	女	総数	構成比
第1次産業	農業	59	40	99	14.5%
	林業	2	0	2	0.1%
	漁業				
小計		61	40	101	14.6%
第2次産業	鉱業	10	2	12	0.3%
	建設業	415	53	468	10.3%
	製造業	304	157	461	10.2%
小計		729	212	941	20.8%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	23	6	29	0.6%
	情報通信業	19	5	24	0.5%
	運輸業、郵便業	183	21	204	4.5%
	卸売・小売業	238	334	572	17.6%
	金融・保険業	35	47	82	1.8%
	不動産業、物品賃貸業	24	26	50	1.1%
	学術研究、専門・技術サービス業	44	19	63	1.4%
	宿泊業、飲食サービス業	97	202	299	6.6%
	生活関連サービス業、娯楽業	64	102	166	3.7%
	教育、学習支援業	89	119	208	4.6%
	医療、福祉	244	661	905	20.0%
	複合サービス事業	71	69	140	3.1%
	サービス業(他に分類されないもの)	162	111	273	6.0%
公務	276	84	360	7.9%	
小計		1,569	1,806	3,375	61.5%
分類不能の産業		63	49	112	2.5%
合計		2,422	2,107	4,529	100.0%

資料：平成27年国勢調査

基本方針3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、双方の意思が社会の様々な分野に反映できるシステムづくりが必要であり、そのためには女性自身が意欲や能力を高め、エンパワーメントの拡大を図ることが重要です。

国においては、「社会のあらゆる分野において、平成32年(2020年)までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を掲げ、取り組みを推進していますが、目標達成には至っていない状況です。

このため、男女共同参画に関する情報提供や啓発等を通じて、女性登用への気運の醸成を図るとともに、政治や行政、自治会など様々な分野の意思決定過程に女性が積極的に参画できるよう取り組みを進めます。

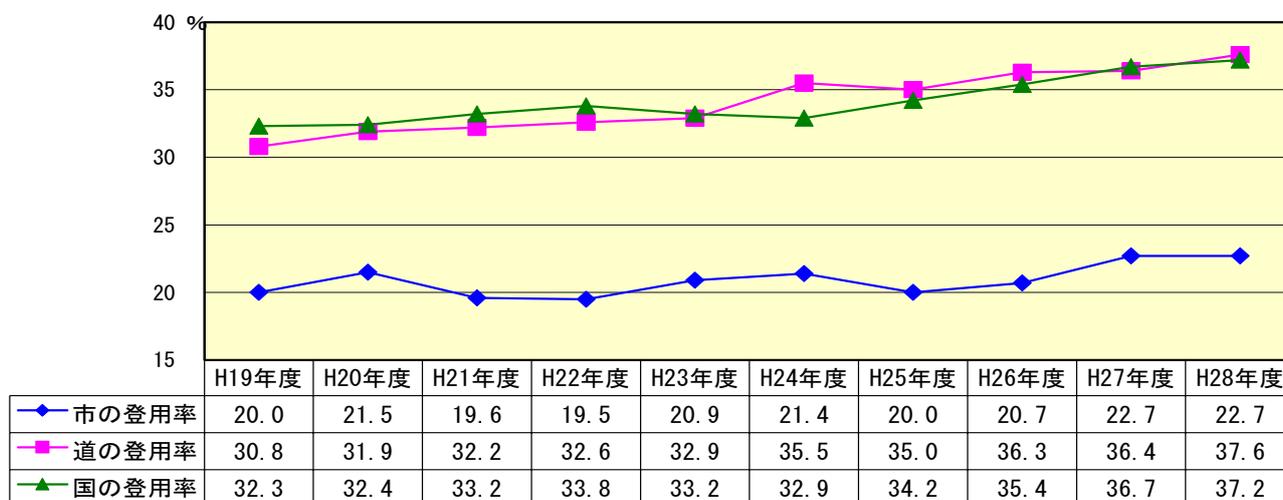
◆目標値

項目	現状値 (H28)	5年後 (H34)	10年後 (H39)
市の審議会等への女性登用の割合	22.7%	30.0%	30.0%

施策	内容	実施主体
⑧審議会等への女性登用の推進	○ 審議会等への女性登用の推進	市
⑨職場における女性登用の推進	○市の女性職員の登用促進 ○企業・団体等への女性登用に関する啓発 ○企業・団体等への情報提供	市 市 国・道・市

○審議会等の委員に占める女性の割合

【参考資料10】



資料：美唄市秘書広報課

基本方針4 働く場における女性の活躍推進

働く女性の増加に伴い、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、男女が互いに協力して働き続けるための法整備は進んでいますが、現実には結婚、出産などを機に仕事を中断する傾向は解消されておらず、非正規雇用として働く女性の割合は、女性就業者の半数を超えています。

また、働きながら出産・育児・介護をすることや長時間労働の問題等により、家庭生活における女性の負担が大きくなるなどの問題も生じています。

このため、男女の均等な就業機会と待遇の確保をはじめ、男女が共にそれぞれのライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備やワーク・ライフ・バランスの普及・啓発など、就業環境の整備に努めます。

◆目標値

項目	現状値（H28）	5年後（H34）	10年後（H39）
美唄市は子育てしやすいまちだと思ふ市民の割合	29.0%	60.0%	60.0%

施策	内容	実施主体
⑩ワーク・ライフ・バランスに関する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ○一般事業主行動計画策定に向けた啓発 ○ファミリー・フレンドリー企業（*）など企業・団体等への情報提供 ○労働時間短縮に関する企業等への啓発 ○育児休業制度の周知 ○介護休業制度の周知 ○啓発セミナーなどの開催（再掲） ○啓発資料の作成・配布（再掲） ○母親教室・父親教室・ペア教室等の開催 ○企業等に対する母性保護規定等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 国・道・市 国・道・市 国・道・市 国・道・市 国・道・市 国・道・市 道・市 国・道・市 市 国・市
⑪雇用機会の均等と待遇の平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女雇用機会均等法など労働関係法規の周知 ○ポジティブ・アクション（*）の啓発・促進 ○セクシャル・ハラスメントなどの防止のための啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 国・道・市 国・道・市 国・道・市
⑫多様な働き方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の職業能力の開発促進 ○女性の起業・在宅ワーク（*）に関する情報提供 ○女性の再就職に関する情報提供 ○ファミリー・フレンドリー企業など企業・団体等への情報提供（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 市・民間 国・道・市 国・市 国・道・市
⑬パートタイム労働者等の労働条件の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○パートタイム労働法などの周知 ○労働条件明示義務の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国・道・市 市・民間

施 策	内 容	実施主体
⑭農業・商工・自営業における女性参画の推進	○農業・商工団体への女性の参画の促進 ○家族経営協定（*）の締結など農業経営への女性の参画の促進 ○農山漁村女性の日（3/10）の周知・啓発 ○商工・自営業経営への女性参画の促進	市・民間 市・市民 国・道・市 市・市民
⑮子育て・介護支援の充実	○延長保育、一時保育など保育の充実 ○放課後児童対策の充実 ○ファミリー・サポートセンター（*）など子育てサークルやボランティアの育成・支援 ○ひとり親家庭への支援 ○育児休業制度の周知（再掲） ○子育て相談の充実 ○在宅福祉サービスの充実 ○家族介護者への支援 ○バリアフリー住宅改修の促進 ○介護休業制度の周知（再掲） ○母親教室・父親教室・ペア教室等の開催（再掲）	市 市 市 市 国・道・市 市 市 市・民間 道・市 国・道・市 市

*ファミリー・フレンドリー企業：仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。国の助成制度がある。

*ポジティブ・アクション：固定的な役割分担意識や過去の経緯から「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

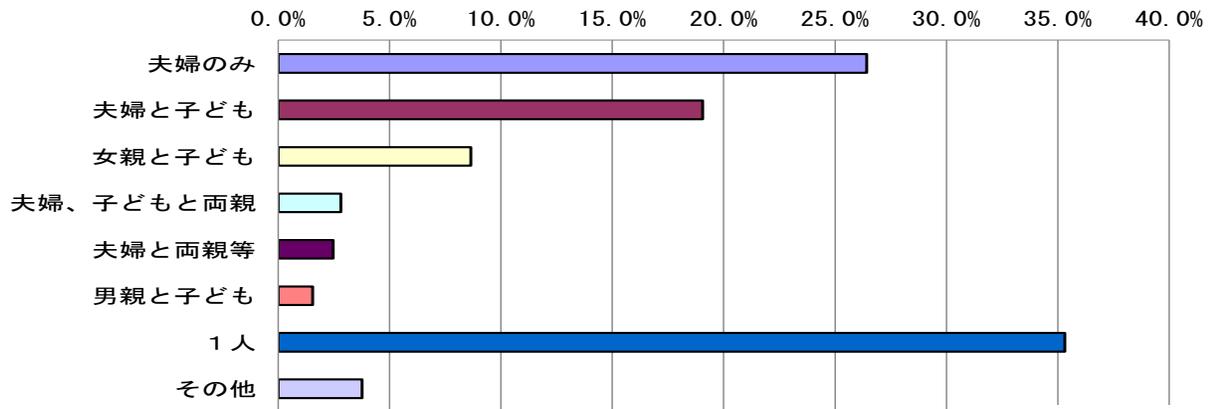
*在宅ワーク：情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態の働き方のうち、主として他の者が代わって行うことが容易なものをいう。

*家族経営協定：家族経営を営む農家において、家族のそれぞれの能力や状況に応じた役割や権利について家族全員が平等な立場で話し合い、全員の総意により取り決め、文書化すること。協定の内容の主なものとしては、営農計画、作業分担、労働報酬、休日・余暇計画などがある。

*ファミリー・サポートセンター：急な残業や子どもの病気の際などの保育ニーズに対応するため、地域において子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助を受けたい人（利用会員）がグループをつくり、利用会員の必要に応じて、協力会員が保育サービスを提供する会員組織。

○美唄市における家族類型

【参考資料11】



平成27年国勢調査

○市立保育所の状況

【参考資料12】

保育所名	開設期間	定員	入所率	保育時間 (最大)	対象 年齢	一時 保育	障が い児 保育	延長 保育
ピパの子 保育園	4月～3月	150人	72.7%	7:30～18:30	2月以上	実施	実施	実施
認定こども園 ひまわり	4月～3月	35人	40.0%	7:30～18:30	1歳以上		実施	実施
茶志内双葉 保育園	4月～3月	45人	37.8%	7:30～18:00	1歳以上			
峰延保育所	4月～3月	60人	15.0%	7:45～17:45	1歳以上			
				(土曜8:00～7:00)				
進徳保育園	4月～3月	60人	93.3%	7:40～18:00	1歳以上			

(延長保育は19:30まで実施)

○私立保育所の状況

施設名	開設期間	定員	入所率	保育時間	対象年齢
北海道せき損センター すずらん保育所	4月～3月	20人	25.0%	7:45～18:00	6月以上
花田病院附属 あゆみ保育園	4月～3月	20人	50.0%	24時間	3月以上
美唄私立ひかり保育園	4月～3月	10人	10.0%	8:00～17:00	1歳以上
はぐくみ託児所	4月～3月	13人	46.2%	7:20～19:00	2月以上
乳幼児保育クラブ ぞうさん美唄ルーム	4月～3月	14人	7.1%	7:30～15:00 (仕事終了まで)	3歳以上

○幼稚園の状況

幼稚園名	定員	園児数				入所率
		3歳児	4歳児	5歳児	計	
栄幼稚園 (市立)	35人	8人	13人	8人	29人	82.9%
美唄アカシア幼稚園 (私立)	90人	18人	14人	26人	58人	64.4%
美唄めぐみ幼稚園 (私立)	70人	8人	16人	18人	42人	60.0%
計	195人	34人	43人	52人	129人	66.2%

資料：平成29年4月現在 美唄市こども未来課・学務課

○農村女性団体・企業

【参考資料13】

・団体

名 称	会員数	主な活動内容
あすなろ	12人	生活改善活動
おいで菜祭（中村ファーム）	10人	農産物直売
気ままな主婦の会	6人	大豆製品の加工・販売
さんりん舎	3人	農産物加工・販売
紬の会	6人	生活改善活動
夢の実	15人	女性のネットワークづくり（交流活動）

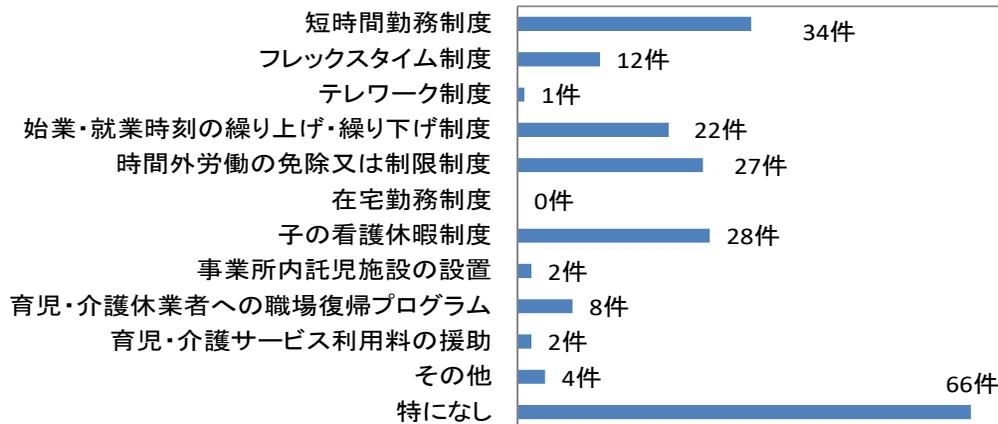
・企業

名 称	社員数	主な活動内容
合同会社 なかむらえぶろん倶楽部	8人 (賛助会員11人)	「中村のとりめし」製造・販売

資料：平成29年10月現在 美唄市農政課

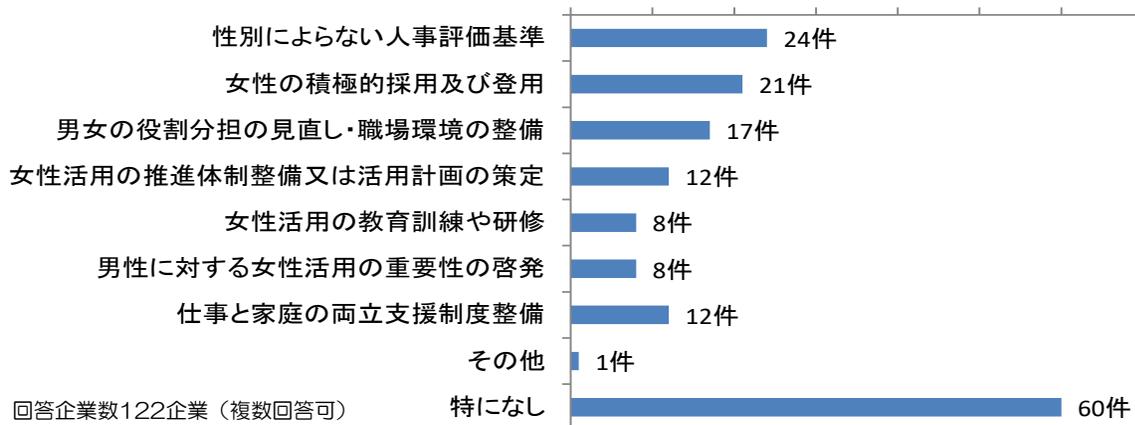
○働きながら育児や介護を行う従業員のための制度

【参考資料14】



回答企業数122企業（複数回答可）

○女性を積極的に活用するための事業所の取り組み



回答企業数122企業（複数回答可）

資料：平成28年度「男女共同参画に関する事業所アンケート」美唄市秘書広報課

基本方針5 地域社会への男女共同参画の推進

少子高齢化や地域住民同士のつながりが希薄になっている中で、地域コミュニティを維持していくためには、あらゆる年代の男女が個性と能力を発揮し、活動していくことが必要です。

そのため、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が対等な立場で地域活動や社会活動に参画することができるよう、男女共同参画意識の啓発や情報提供に努めます。

また、防災に関しては、女性と男性では災害から受ける影響に違いがあることに十分配慮することが必要であり、女性の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

◆目 標 値

項目	現状値 (H28)	5年後 (H34)	10年後 (H39)
自治防災組織率	19.1%	50.0%	60.0%

施 策	内 容	実施主体
⑩地域活動の促進	○地域活動への支援 ○男女に偏らない地域活動への参画促進 ○女性団体への支援	市 市・民間 市
⑪防災等における男女共同参画の推進	○防災組織等における女性参画の推進 ○女性消防団員の入団促進	国・道・市 国・道・市

○住民自治組織における男女別会長数

【参考資料15】

区 分	男性会長数	女性会長数	計
人 数	221人	11人	232人
比 率	95.3%	4.7%	100.0%

資料：平成29年10月現在 美唄市秘書広報課